# 目次索引

## 国会試験

**平成30年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について**

平成30年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程（平成５年４月28日両院議長協議決定）第９条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国会議員政策担当秘書資格試験委員長　郷原　悟

1　試験の名称　平成30年度国会議員政策担当秘書資格試験

2　職務内容　主として国会議員の政策立案・立法活動等をより専門的な立場から補佐するための研究調査、資料の収集分析並びに作成等にあたる職務

3　受験資格

⑴　平成30年９月10日（最終合格者発表日）現在において65歳未満の者（昭和28年９月12日以降生まれの者）で、かつ、次のいずれかに該当する者

①　大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成31年３月までに大学卒業見込みの者

②　政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

⑵　次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第７条の規定により、受験することができない。

・　日本国籍を有しない者

・　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者

・　公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から２年を経過しない者

4　試験

⑴　第１次試験

①　試験日　平成30年６月24日（日）

②　試験場　東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷７－３－１）

③　試験内容

◎　多枝選択式（教養問題）40題

国会議員の政策担当秘書に相応した高度で幅広い内容を有する多枝選択式試験

◎　論文式（総合問題）３題のうち１題は必須、残りの２題中１題を選択

国会議員の政策担当秘書として必要な高度な企画力・分析力・構成力等を見る総合的な論文式試験

⑵　第２次試験

①　試験日　平成30年８月29日（水）

②　試験場　参議院又は衆議院（東京都千代田区永田町１－７－１）

③　試験内容　口述式

5　合格者発表

⑴　第１次試験　平成30年８月21日（火）　受験番号を掲示するとともに、合格者には郵送で通知する。

⑵　最終合格　平成30年９月10日（月）　受験番号及び氏名を掲示するとともに、第２次試験受験者（欠席者を除く。）には郵送で合否を通知する。

⑶　掲示場所等　いずれも参議院第二別館前及び衆議院第二別館前に午前９時30分に掲示して発表する。（参議院ホームページ及び衆議院ホームページにも合格発表日の午前11時以降に合格者の受験番号を掲載する。また、最終合格者については、合格発表日以降、官報に受験番号及び氏名を掲載する。）

6　受験申込用紙の交付

⑴　交付期間　平成30年４月13日（金）から５月15日（火）までとする。

ただし、郵便で請求する場合は、５月10日（木）必着とする。

⑵　入手方法

①　ダウンロードする場合　参議院ホームページ及び衆議院ホームページからダウンロードすることができる。

②　郵便で請求する場合　申込先は、参議院事務局庶務部議員課（〒100―0014 東京都千代田区永田町１－７－１）とする。封筒の表に「政策請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角型２号・Ａ４判が入る大きさ・折り畳み可）を必ず同封すること。

③　直接取りに来る場合　交付場所は、参議院議員面会所受付及び衆議院議員面会所受付（土曜日、日曜日及び祝日等を除く午前９時30分から午後５時15分まで）とする。

7　受験手続

⑴　受験申込受付期間　平成30年５月７日（月）から５月15日（火）までとする。

（受験申込は郵送（特定記録郵便）とする。封筒の表に「政策受験申込」と朱書し、平成30年５月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

⑵　書類提出先　参議院事務局庶務部議員課

⑶　提出書類　受験申込書、受験票、写真票

（受験資格確認のため、第１次試験合格者は、受験資格を証明する大学又は大学院の卒業又は修了（見込）証明書等及び住民票の写し（いずれも平成30年４月１日以降発行のもので、住民票の写しについては本籍地の記載があり個人番号の記載がないもの）を第２次試験の際に提出すること。）

8　合格者の採用方法　本試験合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、参議院議員又は衆議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。

9　問い合わせ先　受験手続その他受験に関する問い合わせは、下記までとする。

〒100―0014　東京都千代田区永田町１－７－１

参議院事務局庶務部議員課

ＴＥＬ03（5521）7485

ホームページアドレス

http://www.sangiin.go.jp/

衆議院事務局庶務部議員課

ＴＥＬ03（3581）5165

ホームページアドレス

http://www.shugiin.go.jp/

**第81回作業環境測定士試験の実施**

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第81回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成30年４月13日

厚生労働大臣　加藤　勝信

1　試験の種類及び日時

⑴　第一種作業環境測定士試験

平成30年８月22日（水）午前10時から

平成30年８月23日（木）午前９時30分から

⑵　第二種作業環境測定士試験

平成30年８月22日（水）午前10時から

2　試験地　北海道、宮城県、千葉県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

3　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑵　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑶　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程以外の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑷　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後５年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの